

市民会館跡地等整備対策特別委員会の報告について

資料 4

(令和 3 年 2 月 16 日開催 市民会館跡地等整備対策特別委員会資料より抜粋)

1 管理運営計画について

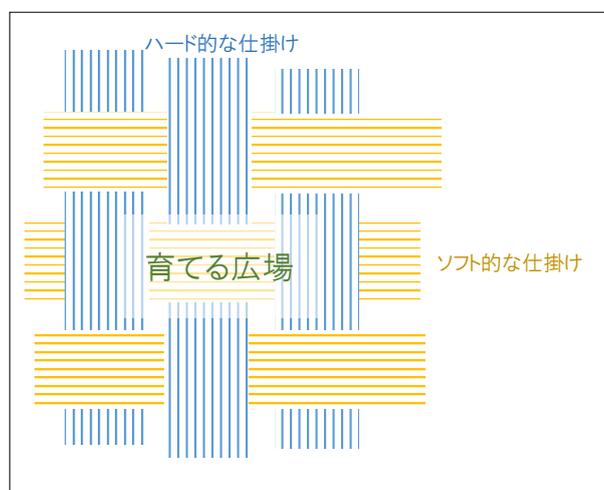
管理運営計画から、開館時間や休館日等、施設全体で最適化を図る「全体管理運営」と、事業展開や運営手法等、施設ごとに機能の最大化を図る「個別管理運営」について検討します。

(1) 全体管理運営

① 基本方針

新施設は、さまざまな機能を有した複合施設であり、また、「直営」、「委託」、「指定管理」、さらには「市民」による活動など、さまざまな主体による運営(活動)が想定されます。

新施設における「縦の道」を、さまざまなハード的な仕掛けの「縦糸」とするならば、管理運営計画はソフト面からアプローチする「横糸」として、それぞれの施設機能はもとより、人と人の関わりから、多様な活動が生まれる「育てる広場」を紡ぎだしていく、そのようなイメージのもと、計画検討を進めます。



<管理運営計画検討のイメージ>

② 開館時間等

市民からの意見や利用状況、これまでの特別委員会での議論等を踏まえ、開館時間、休館日の考え方について、以下のとおりまとめました。

■開館時間

新施設の開館時間については、一層の相乗効果発現や利便性向上を目的として、図書館や市民活動センター等の利用時間延長を図ります。

<主な開館時間の変更>

施設機能	現行	新施設
図書館	9時30分～20時 (月・土・日・祝は17時まで)	21時 ^(※) まで延長
市民活動センター	9時30分～18時 (水・金は22時まで)	9時～22時
子育て(一時預かり)	9時～17時	8時30分～18時

※20時(土日祝は19時)以降は自動貸出機対応

■休館日

定期的な休館日(図書館:毎週火曜日等)を減らし、市民の利便性向上を図ります。ただし、安定したサービスを提供するためには、建物設備の適切なメンテナンスや、図書館の書架の点検、蔵書の入れ替えなど一定の休館日も必要となります。

＜主な休館日の変更＞

施設機能	現行	新施設
図書館	火曜日休館	毎週休館日をなくす ^(※)
市民活動センター	月曜日休館	〃
子育て(一時預かり)	日曜日休館	〃
子育て(窓口)	日曜日休館 (土曜日は一部業務を実施)	〃 (必要な窓口を実施)

(※)月2日程度の全館休館日に統一。また、全館的な保守メンテナンスなど、臨時休館日を適宜設定。

■開館時間と休館日まとめ

上記の方向性に基づき、開館時間及び休館日を次のとおりまとめます。

なお、業務の効率化や省力化の取組として、諸室の貸出業務を全館管理に一元化するほか、図書館の20時以降について、カウンターを無人化し自動貸出機による対応とするなどの対応を検討します。

また、運営開始後も、利用状況などを踏まえ、定期的にその効果を確認し柔軟に見直ししていくこととします。

＜現行の開館時間等＞

0	月	火	水	木	金	土	日	備考
ホール・会議室	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	月1日休み
図書館	9:30～17:00	休	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～17:00	9:30～17:00	
子育て(窓口)	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	休	土曜日は一部業務を実施
子育て(一時預かり)	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	休	
市民活動センター	休	9:30～18:00	9:30～22:00	9:30～18:00	9:30～22:00	9:30～18:00	9:30～18:00	祝日休み



＜新施設の開館時間等＞

	月	火	水	木	金	土	日	備考
ホール・会議室	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	
図書館	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	火曜日開館、21時まで時間延長
子育て(窓口)	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	土日は必要な窓口を実施
子育て(一時預かり)	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	日実施、開始と終了時間を延長
市民活動センター	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	月祝開館、開始と終了時間を延長

※月2日程度の全館休館日を設ける。

(2)個別施設

新施設において、「育てる広場」のキーコンセプトやそれぞれの基本方針に基づき、各個別機能の事業展開の効果が最大化するよう、「指定管理」か「直営」かなどの管理運営手法等について検討します。

■ 図書館

① 基本方針

『 Book Park 』

開放的で、一人でも子どもと一緒に、さまざまな人が気軽に訪れ過ごすことのできる「本の公園」のような空間をめざします。

② 事業展開

基本方針『Book Park』に基づき、新施設で行う事業展開を検討します。

i)資料収集・配架計画

基本方針の実現に向けて、資料収集や配架にも個性を持たせます。

- ▶ 子育て支援やホールとの複合施設であるという特徴をいかし、各施設機能にマッチした書籍(児童書、子育て、芸術、音楽、天文など)を特に充実させます。
- ▶ 子育て支援機能がある2階には、絵本や子育て関係、音楽やダンス系諸室がある3階には、芸術関係の本やコミック、CDを、ホールがあり若者の居場所にもなる4階には、雑誌やヤングアダルトの本を配架するなど、各階のテーマに沿った配架を行います。
- ▶ 表紙が見えるように置く面見せやデザイン性のある書架など、配架の工夫により、図書館以外の施設利用者にも偶然の本との出会いをもたらすことで、施設全体が図書館として機能し、「本」と「人」が出会い、さらに本を通じて「人」と「人」がつながる空間となることを期待します。

階	図書館の主な諸室	施設機能	配架計画
7F		市民活動センター、プラネタリウム、交流ホワイエ	図書館資料以外の本を配置
6F	開架閲覧室、読書・学習カウンター	図書館	一般書 約22,000冊、郷土資料 約500冊
5F	開架閲覧室、事務室・予約貸出受取スペース	図書館	一般書 約32,000冊、児童書 約20,000冊
4F	雑誌・ブラウジングコーナー	大ホール、ホワイエ	旅行書 約3,000冊、YA図書 約500冊、雑誌75誌
3F	アートライブラリー	音楽系多目的室、大ホール、楽屋	一般・コミック約8,000冊、CD 約3,000枚
2F	えほん広場・おはなしの家	子育て世代包括支援センター、こどもひろば	絵本約10,000冊、紙芝居約500冊、一般書 約500冊
1F		多目的ホール、屋内遊び場、一時預かり、カフェ、エントランス広場	雑誌など図書館資料以外の本を配置

合計約 10 万点

ii) 特徴的な取り組み・連携した取り組みの例

● 子育て × 図書館

- 4か月児健診時に実施のブックスタートに加え、すべての健診時に、読み聞かせや年齢に応じたおすすめの本紹介、ブックリストの配付などを行います。
- 児童担当の職員が、読み聞かせや児童書などに関する研修を定期的に受講するなど、職員の子どもたちへの関わり方や対応スキルの向上を図ります。
- 定期的に行うおはなし会に保健師等が参加し、顔見知りになるなど、子育て相談をしやすい環境づくりを行います。
- 中高生と一緒に、館内にブックコーナーを作るなど、本を介した若者とのつながりづくりを検討します。

● 広場 × 図書館

- さまざまな人が思い思いに過ごす公園のように、さまざまな「音」のある図書館として、運営を考えていきます。(騒いで良いという訳ではなく、また、一律に静寂を求める訳でもなく、子ども連れでも気兼ねなく、かつ心地よく滞在できる音の環境を探していきます。)
- テラスで、広場で、あるいはコーヒーを飲みながらなど、本と一緒に多様な過ごし方ができる空間とするべく、ルール等を検討します。
- 元茨木川緑地をベースに展開していたブックラベルを、本施設における象徴的なイベントとして、施設内の他機能とも連携しながら実施します。

(注)あくまで現時点で事業展開から想定できる事業イメージをあげたもので、詳細や実施については今後の検討とします。

③ 管理運営手法の検討

基本方針に基づく事業展開や運営者に求めるものから、最適な管理運営手法(直営、指定管理)を検討します。

i) 運営者に求めるもの

(ア) 基本的な考え方

- ・市の施策に沿った公立図書館としてのサービスをしっかりと継続的に提供できること
- ・多様な機能で構成される本複合施設を、各階に配置した図書館機能でつなぐこと
- ・施設内の他機能だけでなく、市民や団体、学校等とも連携を図り、新たな価値創造や相乗効果をめざすこと
- ・中心市街地活性化のまちづくりなど、市全体の政策を踏まえた施策・事業を打ち出せること
- ・利用者目線にたった開館時間や休館日の設定など、市民サービス向上を図ること

(イ) 業務内容

- ・資料・情報の収集、提供及び資料管理
- ・レファレンス業務
- ・各種事業や情報発信など図書館利用の促進に関する業務
- ・おはなし会や絵本交換会、ブックラベルなど読書推進に関する業務 など

ii) 運営手法の検討

直営と指定管理者制度を比較検討します。

(ア) 定性的な側面からの検討(導入事例・サービス向上等)

直営	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、サービスの切り分けやICTの活用により、<u>時間延長等のサービス向上が可能。</u>(「開館時間:9時30分~21時まで」、「週休日なし」に変更予定) ・DB事業として事業者による高質なデザイン検討を実施。 ・多様な機能で構成される複合施設において、各機能との主体的な連携が期待できる。
指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の導入事例が見られるが、全国的には導入割合が19.4%と、実績は低い。 ・開館時間の延長等が提案される場合も多い。 ・民間ノウハウによるサービス向上や、施設整備におけるデザイン性にも期待。

(イ) 定量的な側面からの検討(効率化・経費節減等)

直営	—
指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約等による経費削減が期待できる。 ・一般的な図書館の指定管理よりスケールメリットに乏しい。



「運営者に求めるもの」を満たしつつ、定性的・定量的検討を踏まえ

新施設の図書館機能については、
「直営」(一部委託を含む)を継続する方向で進めます。

■ 管理運営手法まとめ

① 施設全体の管理運営手法

さまざまな機能が融合する施設として、総合的な企画、調整ができる体制構築を図ります。

i) 全館管理・調整

施設全体を統括し、指定管理者や直営部門、市民を多様につなぐ部署として、『新施設所管課』の設置を検討します。

ii) 運営協議会

一体的な運営を進めるため、市民を含む各運営主体が参加する『運営協議会』等の設置を検討します。

iii) 総合企画・調整機能

施設全体を総合的にプロデュースしつつ、施設機能間の調整を行い、積極的かつ効果的に相乗効果を図るため、『総合企画・調整機能(総合プロデューサー)』の設置を検討します。

② 個別施設の管理運営手法

それぞれの施設における管理運営手法について右表の方向性でまとめます。今後、全館管理との組み合わせなどを含め詳細を検討することとします。

施設機能	管理運営手法
ホール	指定管理
図書館	直営(一部委託含む)
子育て(相談・健診等)	直営(一部委託含む)
子育て(遊び場等)	指定管理または委託
市民活動センター	指定管理